

平成 30 年度 第 1 回高知県いじめ問題対策連絡協議会
《議事概要》

- 1 日 時 平成 30 年 6 月 12 日（火）13 時 00 分～15 時 00 分
- 2 場 所 三翠園 1 階 富士の間
- 3 出席者 尾 崎 正 直 高知県知事
島 崎 雅 彦 高知県小中学校長会 会長
横 畑 健 高知県高等学校長協会 会長
吉 田 圭 一 高知県私立中高等学校連合会 会長
宮 田 信 司 高知大学教育学部附属小学校 校長
川 北 恭 弘 高知県保幼小中高 P T A 連合体連絡協議会 会長
池 永 彰 美 高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
川 竹 佳 子 高知弁護士会
濱 川 博 子 高知県臨床心理士会 副会長
時 久 恵 子 高知県市町村教育委員会連合会 会長
今 村 義 弘 高知地方法務局人権擁護課長
門 田 純 一 高知県地域福祉部長
門 田 登志和 高知県文化生活スポーツ部長
伊 藤 博 明 高知県教育長
依 岡 若 行 高知県警察本部生活安全部長
福 留 利 也 高知県中央児童相談所長
※欠席者 森田 洋司、中澤 宏之、横田 寿生

4 概 要

(1) 会長あいさつ

いじめ問題対策協議会は、これまで心の教育センターにおけるワンストップ&トータルの体制を構築すること、青少年保護育成条例の改正など、この協議会で話し合ったことが、一つ一つ実現されてきた。心から感謝を申し上げたい。

今年度は、もう一段、現場にとってより実効性のある対策を講じることができるようにしていくためにどうするべきか、皆さまからお知恵を賜りたい。

(2) 議事

昨年度までの協議及び平成 30 年度の協議テーマ（案）について

事務局 《資料 1-1、1-2、1-3 に基づき説明》

会長

今年度は、予防・未然防止、支援の観点から協議を深めたいということであるが、この提案についてご質問、ご意見があればお願いします。

それでは議事の(2)、今回の協議のポイントについてテーマごとに説明と協議を進める。まず「子どもたちひとりひとりの個性を輝かせるために」について、事務局から説明をお

願います。

今回の協議のポイントについて（テーマ1）

事務局 《資料 2-1、2-2、2-3 に基づき説明》

会長

いじめを生まない人間関係づくりとか環境づくりとは何か。また考える観点とは何か。

事務局

まずいじめを生まないためには、より良い人間関係を築くことが必要だと考える。例えば学級活動において、しっかり人間関係を築くための取組はどのようなものが必要かということについて、ぜひご意見を賜りたい。

もう少し幅を持たせると、例えば部活動中など子ども同士が接する機会があり、そのような場で配慮、留意すべきことなど、人間関係を良いものにするために必要なことについてご意見を賜りたい。

二つ目は、どのように取組を進めても、いじめは生まれやすい状況があると思われる。いじめを生まないことと合わせて、いじめが起こったとしてもすぐに気付くことができるような環境をつくる必要があると考える。

そして三つ目としては、いじめを生まないというのは、いじめを絶対自分から率先して生まない強い決意、いじめに打ち勝っていく強い力、いじめを自ら克服していこうとする力を育てていく必要があると考え、この三つの観点で設定している。

会長

このいじめ予防等プログラムについて意見をいただいて、今後の具体案づくりに生かしていきたいと思う。先生、保護者にお示しするプログラムになると思う。いろいろと意見をいただきたい。いただいた意見を踏まえて、次回に具体案として、ご提示をさせていただきたい。

委員

このテーマの予防・未然防止、支援という分け方は大変重要なことだと思う。いじめは、ケースをたどると、予防・未然防止の取組がどれだけできていたか。いじめが起こらないようにするための予防・未然防止に力点を置いて取り組んでいくことを全力ですれば、本当に子どもたちが救われると思う。

先ほどのいじめ予防等プログラムだが、先生方がいじめをなくそうと早期発見して、早く子どもたちがよい状態になるように一生懸命やっている。しかし、常に学校の中で共通理解をすることが必要である。少し安定すると安心してしまうということもあつたりするので、このプログラム自体は大変大事なものになってくると思う。

子どもたちが学校に行って、先生と友達とよい関係を築いて、毎日楽しいという気持ちが常にある状態をつくらないといけない。そういう意味で、今のような項目でまとめている、他に必要なことがあれば付け加えていったらいいと思う。

会長

予防・未然防止の取組がしっかりと、初動対応も効果的になる。非常に大事なテーマだと思う。

委員

いじめを生まない人間関係づくり、環境づくり、そして気持ちづくりは非常にいい視点だ。特別支援教育の研修の中で出てくる言葉、内容と非常に関連すると思った。

今クラスの中で特別な支援、配慮が必要な子どもたちの存在はよく言われていて、いじめにつながっていくことも少なからずある。だから人間関係づくりを通し、そういう子どもたちのことを理解したり、教員もしっかり理解したりした上で見守っていく。不用意な言葉を発してしまったり空気が読めないような場面があったりすると、周りの子どもたちがあまり相手にしない。そうすると本人は無視されているとか、いじめられたとかいう言葉になってくる場合もある。

合理的な配慮をしていくことが授業改善の中でも言われている。子どもたちが、分からないと発言があったりすると教員も対応に困り授業が進まない。最初から配慮をした授業づくりがあれば、そういったことも防げるのではないかな。

そういう特別な支援が必要な子どもたちや配慮が必要な子どもたちへの対応をしっかりしていくことが、人間関係づくりや環境づくりにもなるのではないかな。

委員

小学校でいじめを生まない取組をしていく中核にあるのは、やはり授業ではないかと考える。子どもを指導する段階ではどうしても後手に回り、注意、叱責が増えるが、授業の中で優しさや思いやり、人間関係をつくるような授業ができるのが予防としては一番よいのではないかな。

現在、学習指導要領改訂に向けて、各学校がカリキュラム・マネジメント、いわゆる教科や領域を横断的に見て授業を進めるシステムを作り始めている。その中で直接いじめという言葉が出なくても人を思いやりとか優しさということは、国語や道德の授業の中でもたくさん出ているので、そういった領域や教材がどのように関連しているのかということ、研究指定校を決めてまとめていくことも並行してやればどうかと感じた。

危機対応は未然防止と初期対応だと思うので、そのような連携をしながらプログラムを作っていくのがよいのではないかな。

委員

やはり小さいころからの親の虐待の話がないといけない。親の虐待もいじめも結局この状態をなくす、早く芽を摘むという形をどのようにしていくかを考えていかないといけない。うちの子に限ってそれはありません、いぎ帰って「あなたやったかね」という話にもなってくる。そういう部分の課題を、入れていただきたい。

つい最近虐待で5歳の女の子が亡くなった。亡くなるというのは、そこで終わりということ。学校と保護者、また県とその他の皆さんとタッグを組み合わせながら、一つ一つのプログラムを作っていかないと小さなことが大きくなり過ぎて大変な時代になってくるのではないかなと思う。

会長

確かに虐待も含め、背景をよく踏まえたプログラムでないといけない。

委員

少し思うことがある。一つは、プログラムを実行していくのは先生、大人である。そのときに、いじめに一番早く気が付いていただきたいのは学校の先生だと思う。そのときに思うのは、どうして学校の先生たちは、一生懸命見ているが、なかなか見つけるのが難しいのか。何に困っているか。現場の学校の早期発見、予防で困っていることを聞いてみるとか。先生たちが悪いのではない。誤解しないでほしい。現場で日々関わっている方たちの中にヒントがあるのではないかと思う。

それから内容について高知県のところに三つのことが書いてある。これはとても大事だと思う。それで思ったことは、いじめという言葉在前面に出すのか、それともこの言葉を使わないで書くのか。仮に、いじめという言葉を使って書くのか、それとももう少しと柔らかい感じで決めていくのか。どっちがいいだろうかということも思った。

会長

確かに、先生に何に困っておられるかを聞き、それを生かしてプログラムを作るというのは非常に有用な方法だと思う。今、何らかの形で把握する取組はされているのか。

事務局

具体的にそこまで進んでいない。先生方の生の声を反映させていくことも、非常に重要になろうかと思っている。その点については今後取り組みたい。

会長

早期発見を妨げる要因というのは、どういうことがあるだろうか。

委員

最近の状況では、先生方はちょっと萎縮をしていると思う。いじめには被害者と加害者があるわけだが、なかなか話がうまくまとまらないことがあると思う。

それからもう一つは、子どもたちをどうやって救っていくのかというプログラムの話はよく出るが、いじめを事前に食い止めていくような先生を支える仕組みが必要ではないかと思う。若い先生が増えており、保護者とうまく関係をつくるのに非常に時間がかかる。

それからいじめの原因が学校外であることもたくさんある。そういった学校外で起こったものを、どうやって学校が対応していくのかについては、非常に苦慮するということをとくさんの校長先生が言われていた。早期に発見するまでに教師の力量のレベルもあると思うが、若い先生が増えてきていること、個人情報の問題などが絡んで深く聞けない状況が一部にはあると思う。

委員

いじめの発見が遅れることについて以前、いじめの件数が少ない、ゼロがいいんだという認識があったことから、この程度はいじめじゃないだろう、ちょっとしたいざこざなんだといったような教員の思い過ごしや危機感のなさがまだ残っているように思う。この程

度はちょっとした子ども同士のトラブルだというような認識。休んでいる生徒がいても、ただ単に体調不良だからとか、連絡があったから大丈夫だといったような、危機感がない部分がある。そういうことがあっていじめの発見が遅れたりする。

いじめの発見でよく出てくるのが、友達からこんなことがあってますといったような情報が入ることがある。そこから発覚して調査が始まることもある。そういった部分では、子ども同士の方がいじめのことを知っている場合がある。しかしそれを、教員がどうやって吸い上げていくかというのは、なかなか難しい。保健室であったり図書館であったり、相談室であったり、それを言える環境が必要である。またクラブの中で顧問との関係の中で出てくる場合もある。教師がアンテナを高くする、もっと感度を上げていく必要があると思う。

会長

やはり感度を上げてもらうために、よくお伺いしてフォローもしくはアドバイスになるようなプログラムになっていければよい。

委員

実行していくのは先生だから、自分たちの意見が吸い上げられるといいと思う。

先生たちは情報を持っている。しかし、情報の一元化がされていない。それから、先生方はとても頑張っているが、一人で頑張ろうとする。しかし今はチームでやっていくんだという意識の切り替えができていくかを学校に行くと感じる。

会長

若い先生をどうバックアップするかという視点を作ることも大事。このいじめ問題についても、チーム学校の取組の中で、校内支援会を定期的に開く取組を去年からスタートしたところだが、もう一段の浸透、徹底が大事。

委員

先生だけにお任せではなく、親も自分の子どもだから一番話ができる。今は2階と1階で、LINEで「ご飯で」ということがあるが、下から上へ大きな声で「はい、ご飯できたよ」という時代に戻ってもらいたい。保護者としても、子どもがどうなっているのか、真剣になって考えないといけないと思う。それと、昔そういう問題があったときは、先生の威厳があったと思う。その先生の威厳が薄れているという状況では、若い先生にとっては親に何を言われるか怖いというのもあると思う。管理職の先生や先輩の先生が、どうフォローするか、そういう研修が必要になってきた時代なのかなと思う。

委員

私立学校について、高知県の私立中高にお願いをして、校長先生からいじめの報告を受けた。多分いじめゼロがたくさんあるのではないかと思ったが、全部の学校に問題はあり、その問題について相当頑張って取り組んでいるように感じた。

横並びの取組をやっていない学校が独立をして真剣にやっている。いじめ予防等の取組をパッケージ化し、各学校が活用できるようになることは、私学にとって大事じゃないかと思う。私学9校がお互いにそのことについて語り合って、同じ方向性を持つ。このパッ

ケージ化というのは非常にありがたいと思う。

会長

プログラムをつくる過程で、私学の皆さんともぜひ協働して取り組まさせていただければと思う。

委員

いじめ防止対策検討委員会や、いじめ防止基本方針は各学校でどこもつくっているのか。また、検討委員会でどれくらいの間隔で委員会は開催しているのか。

委員

学校全体での支援会は少なくとも月に1回開催をして、そこで情報共有をしていただくことを、県内をお願いをしている。

委員

これは3年ぐらい前からか。

委員

学校経営計画の中に組み込んでいたのは今年度からになる。

事務局

いじめ防止基本方針は各学校が策定をしている。その中に校内支援会とは別にいじめについて校内で組織をつくり、対策を検討している。開催回数は学校によって違う。基本方針はこれでよいか、また基本方針にのっとり、学校の取組が充実したものになっているかをしっかり検証していくことを全ての学校でやっている。

会長

学校全体で月1回ぐらい学年では週1回ぐらいやっていただくように推奨している。チームとして対処することが狙い。若い先生は、自分のクラスのこと、保護者との関係など、いろいろなことに取り組んでいかないといけない。そういうことに長けた先輩が、後輩をしっかりバックアップすることができればよいのではということでスタートしている。随分進んできているが、今年度、改善をしていくところは、まだあるだろうと感じる。

委員

プログラムを使うのは先生になるだろうが、それだけでとどめるのはもったいない。保護者が絡むだろう。このプログラムに絡んで対応ができる関係機関がないかという観点が一つ。

それから、学校の先生の意見は当然だが、子どもの意見はどうなるのか。大人だけの目線で作ると非常によいものができるだろうが、このプログラムは高知県の情勢に合わせたプログラムを作ろうとしている。となると地域情勢は違う。いじめの情勢も東京や大阪とは違うんじゃないか。そうすると子どもの意見も踏まえながら、その実態に応じた内容を入れていかないと、もったいないなという気がする。

もう1点は、いじめを生まない人間関係づくり、環境づくり、気持ちづくりとあるが、実際はどこから始まるのか、順番の検討は当然必要である。個人的な意見としては、子ども主体なので気持ちづくりから入って人間関係をつくり、そして周りの大人の関与から環境づくりを進めていくという観点があると思う。この順番の検討を遅らせると、全体が遅れてくると思うので大事な部分ではないかと思う。

会長

子どもの気持ちを聞いてみることは大事。いじめられていたとき、なぜ先生に言わなかったのか。それは大人に知られると、もっといじめられるということがあるかもしれない。

委員

子どもたちは親や大人に言えない。日頃評価される人には言えないという気持ちがある。駄目な自分を親に見せたくない。子どもたちが安心して言えるような人間関係づくりが必要。でも、どうしてもなくなったら不登校などの行動化が始まる。だから、子どもたちの気持ちを聞いてみるのは大事だと思う。

委員

予防から取り組むことはとてもよいこと。取り組むにあたって、人はそれぞれ個性があって、それぞれでいいんだよという気持ちづくりが必要だと思う。先程も特別支援と重なる意見が出たが、非常に大事だと思っている。

特に今書かれているプログラムは、通常の方の視点で書かれているもので、特別支援が必要な方から見た場合に、もしかしたら若干違うところが出てくるのではないか。それぞれの個性を大事にしていかなければ、いじめ全体がなくならないと思う。一般的なことを押し付けるようなことにはならないように。

会長

一般化してもケースの状況に合わず押し付けのような形になってもいけないし、人権侵害みたいになってもいけない。大いに気を付けなければならないと思う。

いろんなケースの対応をしないといけない。何よりも、いじめの子、いじめられる子、それぞれの気持ちに精通しないと、実効性のあるプログラムにはならないだろう。多くのご意見を聞き、英知を結集して作っていくことが大事だろう。

事務局

作成していく過程で、学校の先生や子どもの声などできるだけ多くの声を反映させたいと考えている。特に子どもの声については、各市町村で実施をしていただく児童会・生徒会サミットで、子どもたちがいじめやネットの問題について、なぜ問題が起こってしまうのか、どうやったら解決できるのかについて話し合う内容となっている。

また、この市町村の取組の充実を図っていくために、県では子どもたちが児童生徒会援隊を組織して、主体的に県をリードしていこうという取組を検討しているところである。そういった子どもたちからも、どうすればこのプログラムが充実していくか、本音を聴き、ぜひ参考にし、プログラムの中に反映していきたい。

また、先生方や大学の先生、専門の先生にもご意見を頂きながら、高知県独自のプログ

ラムを作っていきたい。

今回の協議のポイントについて（テーマ2）

事務局 《資料 3-1、3-2、3-3 に基づき説明》

会長

今回はSNSの結果も報告できるか。

事務局

結果は一定、分かるかと思う。

会長

子どもたちに抜かりのない支援の手を届けるために、さまざまな意見を賜りたい。またSNSに対応した相談支援体制構築に向けても、ご意見があればお願いしたい。

委員

法務省が、取り組んでいる内容として、SOSミニレターを全国の小学校、中学校へ人数配布をした。困ったときには無料で手紙を出してもらう取組をしている。6月15日から各学校へSOSミニレターが届くようになる。あと子どもの人権110番も取組の一つである。しかしここ3年ぐらい、利用者が減少傾向にある。それは逆に言うと、子どもに対する取組が、行き届いているからと思う。引き続きSOSミニレターや、子どもの人権110番などの取組で対応をしていきたい。

会長

SOSミニレターは、年間何件ぐらい返ってくるのか。

委員

昨年度で60件ぐらいである。

委員

弁護士会では子どもの権利委員会を中心にして、子どものいじめを含む人権問題についても取り組んでいる。その中で、子どもの権利110番という電話相談をさせていただいている。昨年度は夏休みが終わる時期、学校に行きづらくなる時期に合わせて配布をした。

子どもの権利110番の電話は、弁護士会に電話を頂き、弁護士がかけ直す形式を取っている。この110番は匿名でもかけることができるので、電話をかけたお子さんは、名前を伺わなくても相談に乗れる。これはよい点ではあるが、その後、他のところにつなげるときには、学校に相談してもよいかとか、心の教育センターを紹介しましょうかというときには、なかなか弁護士がその情報をつないでいくことが難しい場合があり、課題だと個人的には思っている。

お子さんにそういうところを紹介して、連絡してみたらどうですかという案内は、もちろんさせていただいているが、勇気を持ってかけてくださった方が、その後につないでいけるかというところも大事なことだと思う一方で、匿名だから教えてくださる話もあ

るところを、どういうふうにバランスを取っていくのかというところは、今後の連携という部分、あるいは抜け落ちないというところで大事になってくると思うので、弁護士会でも検討は進めていきたい。

委員

資料3-2は、支援の接続、継続、ニーズの潜在化、孤立化と、本当にうまく分けられている。この中で接続、継続がうまくいかない場合は、大体心の教育センターやカウンセラーなど誰かに苦情が来る。今心の教育センターは敷居が低くなって、中学校で分かってもらえないとかいって、電話や来所がある。だからこのようなケースは意外とあると思う。それからニーズの潜在化も、今重点支援校の支援会に行き、今問題がある子どもに加え、気になる子どもも一覧にさせていただくなど、少しずつ学校もできている。

一番難しいのが、問題が見えているが、親御さんが拒否した場合は支援の手が差し伸べられない。ここをどうするか。一番大事なのは、親御さんといかに信頼関係を作るか。ニーズを確認して応えたいが、そこまでいかない。ということは親御さんの背景を考える必要があると思う。例えば、親御さんの同級生や恩師などに守秘義務を守りながら親御さんの生育歴など聞いていくと、何に困っているかがはっきり分かってくる。大体、孤立してるときは周りが困っている。本人も関わられたくないところがある。親御さんが会うことを拒否するケースが増えている。ここだけがニーズを確認できていない。

会長

児童相談所では、このようなケースについてよく関わっていると思うが、どうか。

委員

児童相談所では、平成29年度は404件の虐待通告があり、かなり早い段階で通告を頂くようになってきている。

相談対応をしていると思うのが、特に不登校で引きこもりの子どもについて、かなり重篤化した状況で児童相談所へ通告が寄せられるケースが非常に多い。ネグレクトで、子どもは学校に行きたいが、昼夜逆転の生活をして学校に行くことができていない家庭や、引きこもりの状態が何年間にもわたり、家庭の中で母親との関係が悪くなって家庭内暴力をしてしまう家庭。こういう家庭については、警察から身柄付きで子どもの通告を受け、一時保護をして、児童心理治療施設へ措置をするというケースもある。できるだけこういった重篤化の前に連絡を頂きたいというところがある。

児童相談所がどのような業務をしているか、あまり関係機関にご理解頂いていないような面もあるのかもしれない。例えば、早めに連絡を頂いた場合に、子どもの行動観察や生活リズムを立て直すということで一時保護をすることもできる。それから子どもの愛着の問題や、発達の偏りなどについてアセスメントもやっている。そういった業務のPRが十分でないところがあると思う。そこはしっかりやるので、早めに児童相談所につないで頂くということを、ぜひお願いしたい。

それから虐待の定義について非常に分かりにくいいため、捉え方が違う場合がある。福祉と教育で共通言語化することも必要だと思う。例えば児童相談所が学校へ行き、どういうことが虐待なのかお話をさせてもらったり、児童相談所が虐待のケースにどのような対応をしているかということの説明させてもらったりして、これから取り組んでいきたい。

会長

子どもや家庭が支援を拒否しているケースも、たくさん対応していると思うが、その点についてご意見をいただきたい。

委員

虐待のケースであれば、拒否していようが介入を図ることになる。難しいケースが虐待ではなく、保護者に子育ての不安やストレスがあって子どもに暴力をふるってしまいそうな虐待一步手前の段階である。そういった家庭にどう入っていくのか非常に難しいが、そこは関係機関と連携をして、しっかり家庭状況をアセスメントして、それぞれの機関の役割分担を十分に話し合った上で、他の関与しやすい機関で十分モニタリングをしていただき、介入の機会を探っていくことをやっている。

会長

各家庭のニーズを確認することが難しいという話があった。それぞれの関係機関で少しずつ情報を持っているかもしれない。それを共有していくことが非常に大事である。

委員

本人や保護者から同意や協力が得られずに支援ができていないという部分について、先生方は、何とかしようという気持ちで子どもを見ていると思うが、保護者には話がしにくいという方がいたりする。保護者からは近づいてこないで、そういう方ほど近づいていくことが必要である。こちらから何らかの方法で関わりを持っていくことが必要であると思う。そういう保護者は、保護者同士で関わる関係が全くないという家庭が多々ある。したがって、学校と保護者だけの関係になっていくことが多く、問題が重篤になることは多々ある。

それから、学校は集団で生活をするのでルールはとても大事になる。しかし、先生は多くの子どもを一人で見ると場面が多いので、ルールをちゃんと分かっているかどうか意識がいきがちなところがある。ルールの方が勝ってくると、子どもに頭ごなしに言うことが多くなり、子どもが心を出しにくいという状況が起こることもある。これから子どもたちが本当に居心地のよい学校や、地域であるということを目指していくには、本当に子ども、保護者、そして地域に開かれた学校であることが大事になる。そのことは学校が保護者に寄り添おうと前向きな姿勢を見せてるかどうか一番関わってくると思う。子どもが学校に行ったときに自分の机しか居場所がなかったら、担任の先生としかものが言えなくなってくる。そこが言えなくなったら関係が切れるということになるので、子どもや保護者と話ができるような機会をつくることを、学校が言っていないといけないと思う。以前ある高校で先生が教室で授業をした後、子どもに何人か話しかけてから職員室に帰ってこようということをやると、話をしたい子ども達がだんだん増えてきたという話を聞いた。だから、学校の社会性を培うそのルールと、子どもが自分の居場所と思えるかどうか、全体の基本のところだと思う。

会長

今の前段の話は予防プログラムでも反映すべき事項になりそうだ。

委員

資料3-2の下段にある子どもや家庭が支援を拒否している状況は、親も子どもも引きこもっている場合と、子どもは来ているが親が拒否している場合の二つあると思う。

親も引きこもっていて、学校と関係が取れない、子どもさんも不登校で来ないケースは以前もあった。このような場合は、キーパーソンを誰にするか。キーパーソンを教師、心の教育センターだけではなくて、保護者の同僚、友達、同級生などを探すがとても大事だったと思う。今まで何ケースかあった中で、うまくいったときは、入り口になっていただけの人が見つかった。その人が橋渡ししてくれてつながっていくという、具体的な一つの取組だったと思う。

それから子どもは来ているが、親は拒否している場合。学校に否定的で不満がある場合は、なかなか親と学校がつながるのは難しい。そのときに外部機関に相談に行ったら、そこで橋渡しができると思うが、行かない場合は、子どもが先生が好き、友達が好きとなって、学校に明るくなって喜んで学校へ行ったら親も変わる。だから親がどうしようもないときは、子どもが、先生のことを好きと笑顔になっていく取組もできるかなと思う。そうすると、親が一番心配なのはわが子なので、わが子が笑顔で行ってくれることでうまくいったケースもある。このやり方は他のケースにも通じるかなという気がする。

委員

民生委員は地域に住んでいるので、どうにかしてその親とよい関係になることが必要だと思う。地域にずっと住んでいて休日も居るので、虐待の場合、見守りが必要になってくるが、やはりできるのは最初は見守りのみ。それからよい関係ができれば家庭へも入っていける。すごく難しいことだとは思いますが、そういうことができればよいと、民生委員同士でも話したことがある。しかし、民生委員に負担がかかるので難しい面もある。

それから情報が入らず動けないことも多いので、構わない範囲で教えていただきたい。そうしたら見守りと少しのお手伝いもできるのではないかと考えて活動している。

会長

虐待の問題も、学区や学校単位での協議会に民生委員、児童委員にも入っていただく取組をだんだん進めてきている。さらに充実させていくことができればと思っている。ただ、大変負担も大きい話になるので、バランスをしっかりと考えながら対応していくことが大事だと思う。

委員

数年前に民生委員に地域の見守りをお願いするという話があった。高知市の小中学校は、ほとんどの学校が家庭支援センターや児童相談所と一緒に関わっているケースを持っており、ある程度情報は分かる。そのことも踏まえて、民生委員に長期休業中の見守りをお願いしたり、情報を頂いたりしているが、そこから先どういうふうに学校が関わっていけばよいのが難しい。今まで自分が経験した中では、保育所、幼稚園の先生との連携が非常にありがたかった。保護者は保育園、幼稚園のときは連れて行く。そこで必ず先生や園長先生と、長い方だったら1時間以上も話したりする。そこで人間関係ができ、話ができたり家に入れるようになり、その情報を学校に上げていただいて一緒に話をして関係を結ん

でいくという事例は今までに何件かある。

それと学校支援地域本部である。私の学校にも毎朝6時半から立って来ておじいちゃんがいる。そのおじいちゃんは地域のことをよく知っていて、子どもたちを叱ってくれる。そういう地域のおじいちゃんやおばあちゃんが、子どもを見守ってくれていることは非常にありがたい。学校支援地域本部はこの問題の解決の糸口を探していける組織になり得るのではないと思う。地域の方も結構情報を持っていて、あそこの家は最近ぎっちり近所ともめゆうけんど、お父ちゃんお母ちゃんとは話ができるき、何か話しちやろかみたいな話も時々ある。学校が最前線でやらなければならないが、そういった周辺の方々の力を借りていくことは非常に大事なことで、それがチーム学校だと考える。

会長

学校支援地域本部は非常に有用だろう。学校の先生だけではなかなか学校外のことについて関われないなか、学校支援地域本部で民生委員や児童委員とも協働し、場合によっては専門機関とも連携し、よい形でチームが組めれば非常に有用だと思う。学校支援地域本部で、特にいじめ問題とか非常に厳しいケースを取り扱おうとしたとき、何か支障はあるか。

委員

守秘義務がかかっていないので学校がどのくらい情報が出せるかが一番厳しいところだと思う。ただ、毎朝立って来てくれるので、子どもの顔色が分かるし、普段は早く来ているのに今日は遅いねとか、そういったところを担任に伝えてくれることで、気を付けてアンテナを張っておこうと話ができる。実際に保護者と関わって深く話をする、中に入っていくことは非常に難しいが、たくさん情報をいただきながら、教員には見えない観点から見ていただくことが非常に有効だと思う。

委員

先ほど言われた問題を解決できるのはコミュニティ・スクールである。コミュニティ・スクールの組織は、学校、地域の代表が守秘義務をかけて、学校の運営を決めていくのでこういう問題はコミュニティ・スクールを動かしていくことで、多く解決できると思う。

学校とトラブルになりがちだったケースでの運営協議会で地域のことをよく知ってる人たちと話をし、見守りをしてもらい、うまくいってるケースもある。高等学校や特別支援学校も、コミュニティ・スクールのお話をしていると聞きした。コミュニティ・スクールについては、このプログラムの中に大きく位置付けるべきことだろうと思う。

学校の先生はとても忙しい。家庭訪問も20時からとか多々ある。それを繰り返していると先生の方がダウンしてしまう。地域の力を借りるというよりは、明るい社会にしていきたいので、地域の人とともに社会をつくっていくことで学校を核にして学校と地域が話をしながらよい状態をつくっていく。このコミュニティ・スクールの組織自体はとても大事だと思うので、プログラムにも必要だと思う。

会長

コミュニティ・スクールだと、守秘義務がかかっているということか。

委員

そうだ。守秘義務をかけて委嘱する形となっている。地域学校協働本部もなく、ゼロから出発することは大変だが、高知県は地域学校協働本部ができています。

会長

その素地がある。

委員

この組織が先にできているので、学校と地域がしっかりつながるコミュニティ・スクールの組織ができるというのは、やろうと思えば委員を選んで決めたら、すぐ話し合いを始められるようになる。

委員

今までずっと出てきた話だと、やはりまず親御さんとの信頼関係をどう作っていくかが、一番キーポイントになるかと思う。予防、未然防止もそうだが、実際に事が起こったとき、その日のうちに事実関係を把握し、きちんと対処していく。それを担任、学年、教員全体で情報共有して長期化・重大化しないように、必ず早い段階で対処するように心掛けている。子どもたちがいかに快適に学校に来てもらえるかを最優先にしているので、これらの問題については必ず全情報を全教諭と共有していつも取り組んでいる。

委員

SNSを活用した相談については非常に効果的で、将来的にタイアップをさせていただければありがたい。

抜かりのない支援を連絡協議会が押さえてくれるんだろうかという期待感が大きい。認知すれば手の打ちようがあるが、やはり問題になるのが保護者の協力が得られないで入っていけない事案。警察や児童相談所は基本的に強制力を持っている。だから最後の手段としては使えるが、全く根本的な対策にはならない。だから関係機関がしっかり連携をし、地道に根気よく対応をしていくことが必要だと思う。そしてその中で手段が講じられない場合には、警察や児相が対応する。ただ、児童虐待とか強制で入れればいいが、基本的にそこまで行かないところが問題である。それに関してスクールサポーターや少年サポートセンターを強化しながらいろいろ手を入れている。結論的に言えば、どこかの公的機関だけでは無理なので、学校、地域、ボランティア、民生委員も絡んでもらい対応していくしかないと思う。

だからみんな一緒に集まりいろんな意見を出してケースバイケースを検討し、何かを見つけていきましょうというのが大事になる。だからどこかが弱いとほころびがくる。

また、私個人の意見では、地域の見守り体制については、県内では弱ってきているという感覚がある。高知県の警察力はわずか1,600くらいの警察官で補っている。だから地域のボランティアの方にお世話になっているが、ボランティアの方も高齢化していく。それに従い、防犯の力、見守り力というのは年々弱まってきているのを感じる。参考だが、防犯のCSR活動も含め、企業の力を高知県の防犯に活用できないかということでもいろいろとご協力いただくようになっている。いじめについても、社会的責任をしっかり果たしていかないといけないので、それぞれ企業の持っている独特な力や個性を活かすことができ

ないか、今考えていたところである。

反対に、警察はこういうことがあればいいんじゃないかというようなことがあれば、地域の防犯とか、子どものために役立っていくように動いていくので教えていただければありがたい。

委員

一つだけ残念に思うことがある。事件、自死、いじめ、事故などが起こったときの対応のノウハウやシステムがある。心の教育センターにもそのノウハウがある。例えば学校支援地域本部でも、情報が集まってきたとき、情報を見立てて、手だてを考えて見通しを持つことで解決していくと思う。だからその見立てができて見通しができる人が、グループの中に必要だと思う。

それから、いじめ事件、事故とか起こった場合の後の対応はノウハウがあるが、そのノウハウを使わせていただけないケースが今まであった。心の教育センターまたは人権教育課に依頼がなければ出向くことはできない。初期対応がとても大事で、1週間分の対応をすれば収まるのが結構ある。そのノウハウを活かしてもらえたらありがたい。

会長

心の教育センターはじめその諸機関にノウハウがあるんだということを、みんなで共有しないといけない。

会長

次回11月のときにはそれぞれについて、こういう形で対応させていただきたいという、案をお示しできるように準備を進めたいので、よろしくお願ひしたい。

高知県いじめ防止基本方針に基づく取組の進捗状況について

事務局 《資料4に基づき説明》

会長

今日は大変有意義なご意見を頂き、感謝申し上げます。いじめ予防プログラムをどう作るかということについて、本当に英知を結集することが大事だと思う。委員の皆さま方にも、いろいろとご意見を伺いに上がることになるかと思うが、ぜひご指導いただきますようお願いしたい。